

に高度に連携して実施できる事業を検討し、成果が上がるよう積極的に取り組まれない。

・簡易水道事業特別会計が勝山市水道事業会計に組み入れられていくにつれ、水道事業の企業債残高が増大していくが、利用料収入の大幅な増額は見込めないことから、長期的な運営計画を立て、健全運営に努められたい。

など、全体で15項目の意見があり、どのように対処するか報告を求めました。

誘客拠点整備に関する特別委員会

本特別委員会は12月15日に委員会を開き、理事者から詳細な説明を聴取し、議論しました。

理事者から、「長尾山総合公園の再整備計画」「勝山市観光まちづくり株式会社社の現況」「道の駅の進捗状況」について報告があり、確認をしました。長尾山総合公園の再整備計画については、新たな考え方が提示され、今後さらに検討を進めていくとの報告がありました。

また「観光交流センター」及び「(仮称)ジオターミナル」の整備について、さらに具体的な資料を準備して、議論を深めていくこととしました。

さらに「道の駅」整備については、地域振興施設建設の財源として、活用できる可能性のある補助金や交付金について提案があり、国などへの申請に向けて、さらに研究し、今後も効果的な整備ができるよう検討していくと報告がありました。

前市議会議員の松村治門氏の問題について

平成28年3月定例会で、議員政治倫理調査特別委員会の最終報告が行われ、決議案「松村治門議員に対する問責決議について」が可決され、議長公用車の私的利用の経費は、松村治門議員が自主的に返納するように求めていました。

12月13日に市長から、市議会の申し入れに対して「松村治門議員から勝山市長宛に平成28年8月4日付けで「公費の自主的な返還に関する申し出について」の文書が提出され、8月9日付けで松村治門議員に送付した納付書により、9月30日に公費5,849円が納付された」との報告がありました。

松村治門議員が、勝山市長宛に提出した「申し出」には「議長在職時の平成25年6月5日(水)の金沢市出張における議長公用車について、勝山市議会議長の公務とは関係のない「嶺北ふるさと創造観光協議会」の「事務局長」としての活動を行うために使用したことは、私的利用であり、勝山市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反する倫理違反行為であったと認めるとともに、議長公用車を勝山市庁用自動車管理規程第6条に違反して使用したことは違法であったと認め、その出張に伴う公費を自主的に返還することを申し出たいします」としています。

公表した入札結果に、事実と異なる記載をした問題について

9月定例市議会で、理事者から「市営体育館取壊工事の入札結果で、応募者を12社として記載しましたが、正しくは13社でした」「公表した入札結果を訂正いたします」との説明がありました。

議会では、「説明では不適切事務としているが、事実を偽った入札結果を発表したのであり、事実認識が間違っている」「関係者の処分報告がない」との指摘があり、理事者は「事実を偽った入札結果との指摘は否定できない」「勝山市職員懲戒処分等の指針により、懲戒審査会で文書嚴重注意とした。処分の程度が、議会及び報道機関への公表に該当せず、質問されたら応答するとなっている」としています。

委員からは、「部課長等の法令等に関する知識や認識が甘すぎる。再発防止のために職員の研修を徹底すべきだ」などの厳しい指摘がありました。

1月臨時議会

市道7-92号線水路改良工事及び法定外公共物の取り扱いについて

1月臨時会で、市長は減給30%(1ヶ月)、副市長は減給20%(1ヶ月)の処分が賛成多数で可決されました。また、当時の建設部長と建設課長は

減給10%(1ヶ月)などの処分の報告がありました。

この処分の際に提出された「調査報告書」は、「市長は：公職選挙法で禁止されている政治家の寄附行為にあたること、および(市長は)公有財産の譲り受けおよび交換ができないとする地方自治法の規定を知らずに公共工事による実施を決定し、施工してしまいました。：このことは市の最高責任者として注意義務を怠った」「市長として部下の管理監督義務を怠った」「土地所有者個人として回避できる可能性があった」の三点から、「市長には責任がある」としています。

委員から「職員の処分と比べても市長の処分は甘いのではないか。処分の程度はどのように判断したのか」「山岸正裕氏所有地に公共用水路を設置してから2年以上、市は地代を支払っていないが、これは公職選挙法で禁止されている寄附行為ではないか」「すでに水路の付け替えは完了しており、未登記であっても地方自治法に違反するのではないか」などの指摘があり、理事者は「職員の処分には指針がある。市長と副市長の処分は市長自身が決めた」「法的な判断は保留したい」と回答しました。

今後、勝山市は「事務手続きが完了しないまま公費で水路を付け替えたことなどは誤りであったため、撤去した水路の復旧及び新設水路の工事費用は山岸正裕氏に対して負担を求めます」としています。